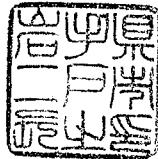


生 第 445 号  
平成15年11月6日

青森県知事 三村申吾 殿

二戸市長 小原豊明



特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法規定に基づく  
実施計画案の意見について

平成15年10月27日付け青県境第155号で照会のありました標記のことについて、下記のとおり意見を申し上げます。

なお、根森地区住民が強く要望している和平高原開発農場の牧草地調査について、早期に要望箇所全21カ所の調査を確実に履行していただきますようお願ひいたします。

記

- 1 降雪前に事業着手できるよう、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等事業実施計画を早期に作成のうえ環境省に提出していただきたい。
- 2 緊急的対策として現場のキャッピングに着手し、地下への汚染拡散防止に努めていただくとともに、廃棄物等の撤去・運搬作業中に汚染が拡大しないよう特段の配慮をしていただきたい。
- 3 具体的な事業実施にあたっては、隨時説明をしていただくとともに、進捗状況等の経過報告については、2ヶ月に1回程度定期的に情報公開の場を設けていただきたい。
- 4 不測の事態に備え、即時に対応できる態勢を整えるとともに、当該事態発生時には、当市及び住民への速やかな情報提供をしていただきたい。
- 5 廃棄物の撤去作業開始以降のモニタリングについて、測定の頻度を高めるとともに、廃棄物の完全撤去後においても、モニタリングを継続し、周辺環境への影響の有無について当市及び住民に説明していただきたい。
- 6 具体的な事業実施にあたっては、青森・岩手県境の不法投棄現場は一体であることから、両県で協議調整のうえ進めていただきたい。

